

ホテルベルナティオご利用規則

- 1 お部屋にお入りになりましたら、非常口をご確認になり、宿泊約款、および館内外のご案内を必ずお読みください。なおこの利用規則は宿泊約款に基づき定めてございますのでご協力をお願い申し上げます。
- 2 下記の物品は、他のお客様の迷惑になりますのでお持込みはお断りいたします。
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - (ハ) 悪臭を発するもの
 - (ニ) 常識的な量をこえる物品
 - (ホ) 法により所持を許可されていない鉄砲、刀剣、覚醒剤の類
- 3 ホテル内では他のお客様に広告物の配付や物品の販売をするような行為はなさないでください。
- 4 ホテル外から飲食物等のご注文やお持込みをなさないでください。
- 5 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさないでください。
- 6 危険表示のある場所や立入り禁止区域に入らないでください。またゴルフコース内は、ゴルフボールによる思わぬ危険がありますので立入らないでください。とくにお子様には十分お気をつけください。

▼火災予防について

- 7 当ホテル敷地内および客室内では火災の原因となるような行為はなさないでください。また、暖房用、炊事用などの熱を発する器具等を持ち込みご使用にならないでください。
ただし、ホテル側用意による器具はそれにあたらない。
- 8 火災事故は他のお客様にも多大な迷惑をかけますので喫煙所以外での喫煙はかたくお断りいたします。

▼保安上お守りいただきたいことについて

- 9 ご滞在中お部屋から出られる時は、施錠をご確認ください。ご滞在中やご就寝の時は、ドアの掛金をお掛けください。
訪問者がいた場合は、ドアスコープでご確認されるか、掛金を掛けたままドアを半開きにしてご確認ください。
- 10 ご訪問者とのご面会は、客室以外の本館または別館ロビーをご利用ください。
- 11 ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室備え付けのセイフティボックスをご利用いただくようお願い致します。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、ホテルでは一切の責任を負いかねます。

▼お忘れ物について

- 12 お忘れ物は発見した日から一定期間当ホテルで保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

▼お会計について

- 1 3 ご滞在中、フロント会計からの勘定書の提示がございましたら、その都度、お支払いください。
- 1 4 領収証は各部屋単位にご用意いたしておりますので、同室のお客様が分割領収証をご希望の場合はお早めにフロント会計にお申しつけください。
- 1 5 お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等のお立替はお断りさせていただきます。
- 1 6 ホテルのレストラン等施設をご利用になり署名をされる際には必ずルームキーをご提示ください。

▼客室のご利用について

- 1 7 客室は宿泊以外の目的にご使用にならないでください。
- 1 8 客室やロビーを宿泊滞在目的以外に使用することはお断りいたします。
- 1 9 客室に備え付けのタオル類をあてま温泉・ゴルフ場・テニスコート・プールなどに、お持ち出しになることはご遠慮ください。あてま温泉・プールには専用タオルをご用意してございます。

▼撮影について

- 2 0 ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
- 2 1 館内および敷地内で、営業目的や他のお客様にご迷惑を掛けるような写真撮影・ビデオ撮影などはかたくお断りいたします。

▼駐車場について

- 2 2 お車でご越しのお客様は、駐車の際には必ず専用駐車場をご利用ください。進入道路および玄関前の駐車はお断りいたします。
- 2 3 「おもいやり駐車場制度」が当ホテルにはございます。
障害者等（障害のある方、高齢者、妊婦の方）利用証をお持ちの方は事前にホテルへご予約をお願いいたします。

新潟県おもいやり駐車場制度とは

ショッピングセンター等の障害者等用駐車スペースで不適正な駐車があとをたたないことから、障害者等（障害のある方、高齢者、妊産婦の方等）で、なおかつ、歩行が困難な方に県が利用証を交付し、利用証の有無により、駐車場の利用対象者を明確にすることで、適正な利用を確保することを狙いとした制度です。

（なお、県民の皆様のご理解とおもいやりに基づいた制度であるため、本利用証は、おもいやり駐車場の利用を担保するものではありません。）

※平成24年4月1日から、同様の制度を府県間での利用証の相互利用を行っております。

これにより、これらの府県の制度協力施設等で利用証の利用が可能となりました。

▼事故について

24 当ホテル敷地内および館内での下記の事項につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので十分ご注意ください。

- (1) 敷地内（駐車場・ゴルフコース・テニスコート・スノーランドを含む）での事故および盗難
- (2) お客様同士の事故

▼小さいお子様について

25 お部屋に幼児だけを残しての外出はご遠慮ください。

26 お子様がお遊びになる際には、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。

▼あてま温泉（温泉大浴場）について

27 ご利用の際は、脱衣室に掲示してあります注意事項をよくお読みください。

▼スキー及びスノーボードについて

28 館内および館外でのスキーの立掛けおよびスキー靴の放置などによる盗難につきましては一切責任を負いませんので管理には十分ご注意ください。

29 客室内へのスキーおよびスキー靴のお持込みはお断りいたします。本館クロークにて、お預かりいたします。

30 定められた場所以外でのスキー靴の歩行はお断りいたします。とくにエレベーターおよび客室内（廊下も含む）の歩行はかたくお断りいたします。

▼ゴルフについて

31 館内および館外でのゴルフバッグの立掛け及びゴルフシューズの放置などによる盗難につきましては一切の責任を負いませんので管理には十分ご注意ください。

▼テニスについて

32 テニスコート内では、プレーをされない方もテニスシューズをお履きください。

▼館内備品について

33 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。

(イ) その目的以外の用途にご使用なさないでください。

(ロ) ホテルの外へ持ち出さないでください。

(ハ) ほかの場所に移動したり加工したりしないでください。

34 館内外の諸設備、備品の汚損、破損、紛失については、実費を申し受けます。

ホテルベルナティオ宿泊約款

改正 2023 年 6 月 1 日

▼適用範囲

第 1 条

- 1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

▼宿泊契約の申込み

第 2 条

- 1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第(2)号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

▼宿泊契約の成立等

第 3 条

- 1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるとときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

▼申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

▼宿泊契約締結の拒否

第5条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (9) 新潟県旅館業法における社会教育施設等の指定および衛星措置の基準等に関する条例第5条に該当するとき

▼宿泊客の契約解除権

第6条

- 1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

▼当ホテルの契約解除権

第7条

- 1 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 新潟旅館業法における社会教育施設等の指定及び衛星措置の基準等に関する条例第5条に該当するとき
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

▼宿泊の登録

第8条

- 1 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

▼客室の使用時間

第9条

- 1 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
(追加料金：1室1時間に付き 1,100 円～3,300 円/消費税込)

▼利用規則の遵守

第10条

- 1 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

▼営業時間

第11条

- 1 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の「館内ご案内」等においてご案内します。

▼料金の支払い

第12条

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

▼当ホテルの責任

第13条

- 1 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2 当ホテルは、消防機関が交付する適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

▼契約した客室の提供ができないときの取扱い

第14条

- 1 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

▼寄託物等の取扱い

第15条

- 1 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客がフロントにお預けにならずに当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品について、当ホテルの故意又は重大な過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、当ホテルの故意又は重大な過失がある場合を除き、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかった場合は、5万円を限度として賠償するものとします。

▼宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条

- 1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、一定期間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

▼駐車場の責任

第17条

- 1 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

▼宿泊客の責任

第18条

- 1 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

▼入館又は施設利用できない者

第19条

- 1 当ホテルに入館又は当ホテルを利用しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- 2 利用に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- 3 新潟県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定する場合に該当するとき

▼優先条項

第20条

- 1 本約款は日本語と英語において作成されていますが、それぞれの内容に矛盾が生じる場合は、日本語による約款が優先するものとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	(1) 基本宿泊料（室料＋朝・夕食料）
	追加料金	(2) 追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及び その他の利用料金
	税 金	(3) 消費税・入湯税

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2～5日前	6～14日前
違 約 金 個人	100%	80%	80%	20%	10%

契約解除の通知を受けた日	不泊/当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～14日前	15～30日前
違約金 団体 15～100名	100%	100%	50%	30%	20%	10%	—
違約金 団体 101名以上	100%	100%	50%	30%	20%	10%	10%

（注）

- 別表第2 違約金（第6条2項関係）％は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
違約金の比率は、個人および団体（団体人数）により異なります。
- 契約日数短縮および、利用人数が減少した場合においても違約金を申し受けます。